

収入金額等及び所得金額

収入（所得）の内容については、下記を参考に記入してください。

種類	内容		必要経費等						
事業	ア① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、製造業、建設業、サービス業などの営業から生ずる所得や、医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工、左官などの自由職業または畜産業、漁業などの事業から生ずる所得です。 (収支内訳書を添付してください。)	● 収入を得るために支出した費用 (生活費・所得税・住民税等を除く) ● 専従者控除（給与）額						
	イ② 農業	農作物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育、酪農品の生産などから生ずる所得です。 (収支内訳書を添付してください。)	※ 青色申告による損失の繰越などは、確定申告が必要です。						
ウ③ 不動産	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得です。 (収支内訳書を添付してください。)		収入金額－必要経費＝所得金額						
エ④ 利子	公社債及び預貯金の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配にかかる所得です。ただし、次の所得については申告する必要はありません。 ① 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 ② 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得 (※国外の預金の利子等は申告が必要です。)		● なし 収入金額＝所得金額						
オ⑤ 配当	<table><thead><tr><th>区分</th><th>市民税・府民税</th></tr></thead><tbody><tr><td>上場株式等の配当 (保有株式等が発行株式総数の3%未満に係る配当)</td><td>申告不要(注) (申告するかどうかが選択可能)</td></tr><tr><td>その他のもの (非上場株式等に係る配当、上場株式等で保有株式等が発行株式総数の3%以上に係る配当)</td><td>申告必要 (少額配当等を除く)</td></tr></tbody></table> (注) 住民税5%が配当割として特別徴収されています。申告は不要ですが、申告した場合は、算出した所得割額から配当割額を控除し、精算します。ただし、申告した場合は6ページの注意書きのとおり影響がありますので、ご注意ください。		区分	市民税・府民税	上場株式等の配当 (保有株式等が発行株式総数の3%未満に係る配当)	申告不要(注) (申告するかどうかが選択可能)	その他のもの (非上場株式等に係る配当、上場株式等で保有株式等が発行株式総数の3%以上に係る配当)	申告必要 (少額配当等を除く)	● 株式等を取得するための借入金負債利子 収入金額－必要経費＝所得金額
区分	市民税・府民税								
上場株式等の配当 (保有株式等が発行株式総数の3%未満に係る配当)	申告不要(注) (申告するかどうかが選択可能)								
その他のもの (非上場株式等に係る配当、上場株式等で保有株式等が発行株式総数の3%以上に係る配当)	申告必要 (少額配当等を除く)								
カ⑥ 給与	給与（賞与）、賃金などの所得でパート、アルバイトなどの収入を含みます。 (源泉徴収票を添付または提示してください。)		給与所得金額の速算表を参照してください。（2ページ）						
雑	キ⑦ 公的年金等	公的年金（国民年金法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、農業者年金基金法、恩給（一時恩給を除きます。）などに基づき支給される年金及び政令で定める年金）（源泉徴収票を添付または提示してください。)	公的年金等に係る雑所得金額の速算表を参照してください。（2ページ）						
	ク⑧ 業務	副業（事業でない程度）で得た収入。原稿・作曲・デザイン等の報酬、著作権の使用料、講演料、ネットオークションやフリマアプリにより得た収入（ハンドメイド作品の販売等により得た収入）など。	● 収入を得るために支出した費用 (個人年金などは掛金)						
	ケ⑨ その他	年金（損害）保険契約に基づく年金、為替差益、シルバー人材センターからの分配金、国や地方公共団体（府・市）その他の団体から受ける手当・補助（給付）金（非課税規定のあるものを除く。）などの収入です。	収入金額－必要経費＝所得金額						
⑪ 総合譲渡・一時	コサ 総合譲渡	自動車や機械、船舶、特許権、漁業権、ゴルフ会員権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得です。 ● 短期…保有期間が5年以内の資産の譲渡 ● 長期…保有期間が5年を超える資産の譲渡	● 各資産の取得・譲渡費用 ● 収入を得るために支出した費用 所得金額＝コ＋{(サ＋シ) × 1/2}						
	シ 一時	法人から贈与を受けた金品、賞金、懸賞当選金品、競馬等の払戻金、生命保険の一時金や満期返戻金などによる所得です。 特別控除額は、上限50万円です。	総合短期譲渡コ＝収入金額－必要経費－特別控除額 総合長期譲渡サ＝収入金額－必要経費－特別控除額 一時シ＝収入金額－必要経費－特別控除額						

令和6年中所得がなかった人の申告

令和6年中に収入がなかった、または非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合、申告書裏面の「19 前年中に所得がなかった方等」欄のあてはまる項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

＜記載例＞

19 前年中に所得がなかった方等 ※ 数字を○で囲み必要事項を記入してください。

1. 下記の人に扶養（援助）されていた。 住所 木津川市木津南垣外110番地9 氏名 木津川 太郎 (続柄 夫)	5. 下記の非課税年金を受給していた。 イ. 遺族年金 ロ. 障害年金 ハ. その他 () ※ 非課税年金の受給額は、表面の公的年金等の収入金額に含めないでください。
2. 学生であった。(学校名)	6. 病気療養中(入院・通院)であった。(令和6年 月 日から 月 日まで)
3. 雇用保険(失業保険)を受給していた。(令和6年 月 日から 月 日まで)	7. 無職であった。(令和6年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)
4. 生活保護を受けていた。(令和6年 月 日から 月 日まで)	8. その他